

ライフセーバーとの連携による事故防止対策の推進

海上保安庁と（公財）日本ライフセービング協会は、海水浴場等における事故防止対策及び事案発生時における連携強化を図ることを目的として、平成29年3月に「海上保安庁と（公財）日本ライフセービング協会との事故防止対策等に関する協定」を締結した。以後、海上保安部署と地域のライフセービングクラブ間で、合同パトロールや安全啓発活動、海難事故発生時の連携した救助活動を行うなど、官民連携した活動を行っている。

（公財）日本ライフセービング協会
水辺の事故ゼロを目指して、海岸をはじめとする全国の水辺の環境保全、安全指導、監視、救助等を行うライフセービングの普及及び発展等に関する事業を行い、国民の安全かつ快適な水辺の利用に寄与することを目的とした団体



海上保安庁等公的救助機関及びライフセーバーによる合同パトロール



海上保安庁及び全国各地のライフセーバーによる飲酒後の遊泳についての注意喚起

【（公財）日本ライフセービング協会の報告によれば、事故の人的要因のうち、8.7%が飲酒であることから、同協会では海水浴場での飲酒による水難事故の撲滅と飲酒マナーの向上を目的に、「飲んだら泳がない」キャンペーンを実施している。】



海上保安庁等公的救助機関及び全国各地のライフセービングクラブによる水難事故の防止、溺者への対処、応急手当や心肺蘇生法等に関する知識や技術の普及を目的とした講習会

さらに、マリンレジャーのオフシーズンにあっても、ライフセービングクラブがある地域において、合同の救助訓練や救助手法の検証、警察消防機関等との合同連絡会議を通じて情報共有を行うなど、連携協力体制を強化している。



海上保安庁潜水士及びライフセーバーによる、ライフセービングクラブ所有の水上バイクへ溺者を引き揚げ搬送することを想定した検証（北海道）



海上保安庁及び（公財）日本ライフセービング協会による双方の救助手法の確認と救助連携の検証（神奈川県）



海上保安庁等公的救助機関及び各地のライフセービングクラブによる、ライフセーバーの溺者・傷病者に対する救助救護技術の向上及びライフセーバーと公的機関との連携能力向上を目的とした「シミュレーション審査会」（千葉県・神奈川県・静岡県・和歌山県・兵庫県・福岡県・福井県）